

三月八日議決案件

討論

日本共産党

平成二十九年度一般会計補正予算第八回について反対する。まずグリーンカーデンひらおかは解体ではなく、存続のために大阪府からの土地の買い取りも含め再度検討し、大阪府と協議することを求める。次に家庭ごみ収集運搬業務委託に關して、市長は南海トラフ地震の発生確率が引き上げられるなど、災害発生リスクが高まるなか、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを進めると述べられたが、ごみ収集業務を担う環境部が災害等や緊急時の対応を体制の上で担保するためにも、家庭ごみ定期収集業務の市直営体制の確保が一定必要である。

浅川健造

建設水道委員会を預かる委員長の間として、また私自身議員としての本懐を踏まえた上で、議案第四百四十一号、百四十二号について反対せざるを得ない立場から討論する。今定例会では会期延長を計九回も行っており、これもすべて上下水道局にかかる上下水道局庁舎整備事業、上小阪配水

場整備事業、上下水道局遊休地財産貸し付けの問題で、当局から解決に要する時間猶予の申し出に譲歩し、その間待ち続けた結果である。本案件についても、三課題が解決すれば、議案の審議に入る姿勢であったが、本日においてもなお解決に至っていない。委員会で議案の審議ができておらず、当局は提案者としての責務を果たすべきであり、委員長の立場として反対する。

三月十九日議決案件

予算に対する組み替えを求める動議提案説明

日本共産党

平成三十年度一般会計予算について組み替えを要求する。第一に、ラグビーワールドカップ整備事業は必要最小限にとどめ、見直し、検討すること。ゆるキャラグランプリ開催負担金はW杯と本質も異なるため削減。第二に、小中一貫教育関連事業は、その効果も含め教育現場や保護者に対する十分な説明や議論も行われておらず、拙速に進めるべきでなく関連予算を削減。標準学力調査委託料は競争教育推進となりかねず、対費用効果も疑問であり削減。第三に、公共施設再編整備

関連も大型事業が進められており、市民の負担コストや効率的な財政運営からも見直しを求める。また、青少年女性センター、グリーンカーデンひらおか解体は再検討し、市民負担増となる大型ごみ収集有料化関連予算の削減を求める。第四に、旧同和関連事業予算は削減、見直しを求める。一方、小学四年生以上の少人数学級の拡充、小中学校の整備改修、ひきこもり等子ども若者支援事業関連予算の増額、介護保険料の減免等拡充、障害福祉、高齢者福祉、介護施策推進予算の増額を求める。市民福祉と保健衛生推進のため、保育士、保健師などの増員と予算増額を求める。また、地域経済活性化関連予算の増額と、再生可能エネルギー等普及および促進事業関連予算の増額を求める。

修正案提案説明

大阪維新の会

平成三十年度一般会計予算中、政務活動費交付金六千四百八十万円をゼロ円にする修正案を提案する。東大阪市の借金はふえ続けている。次世代へツケを回さない行財政改革が必要であり、大阪維新の会所属メン

バーも、全国各地で自身の身を切る改革を断行している。東大阪市民議団としても平成二十九年度、七名分の政務活動費千二百六十万円を一切受け取らずに活動している。我々が納得をし、市民にも納得をして頂けるルールができるまでは受け取らない。政務活動費は必要と考えているが、市民の政治不信は変わらぬ、市議会議員全員でこの問題解決に取り組むべきである。不適切な政務活動費の支出に對する説明責任を果たし、改めてあり方を見直す必要があることから提案する。

討論

日本共産党

留守家庭児童育成クラブ業務、学校給食調理業務の委託に反対。介護保険関連では保険料の大幅値上げではなく、自立支援策や減免制度等の拡充を求める。ラグビー場整備事業及び関連事業は、必要最小限にとどめ、市民の暮らしや教育、営業のための予算を優先すべき。グリーンカーデンひらおかの解体は中止し、土地の買い取りも含め再度検討し、大阪府と協議すべき。大型ごみ収集は有料化ではなく、減量やリユース等の

システムを構築すべき。将来世代の未来にその責任を負う立場から地球温暖化対策を推進する中小企業省エネ設備改修支援事業の廃止や、再生可能エネルギー等普及促進事業の減額に反対。障害福祉のショートステイ事業等の補助金の減額は障害福祉計画の理念に逆行するもので反対。保育士、生活保護ケースワーカー等は不足しており増員すべき。青少年センターのあり方の抜本的改善、ひきこもり等子ども若者支援事業の予算確保が必要。人権文化センターでの総合生活相談や職員との過剰配置等非効率な行政の改善が必要。旭町庁舎の解体、新築への公金支出は違法、不当との住民監査請求が出ているが、結果が出るまで工事は中止すべき。小中一貫教育は効果が検証されないまま進めることに反対。標準学力調査は競争を子供に押しつける危険性があり中止すべき。商工会議所への補助金事業の改善が必要。市長は政治的中立を守るべき公の事務を逸脱し、税金を使って特定候補の選挙応援に行っていたことが明らかになったが、自ら襟を正し、疑念の持たれるような市政運営は改めるべき。

東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提案理由説明

大阪維新の会

全国的に政務活動費をめぐる諸問題が噴出し、国民、市民の関心と批判は依然高い。本市でも不正受給をめぐってマスコミの注視の的となり、刑事告発、書類送検となり、現状、起訴猶予や嫌疑不十分となっているが、いまだ説明責任が果たされておらず、信頼回復もなされていない。平成二十七、二十八年度の領収書を閲覧したが、現在でもマニュアルに沿わないと思われるものがあり、議会事務局によると、最終的に議員各位が説明責任を果たせばよいといった状態である。当時の不適切な支出は道義的においても決して責任を免れるものではない。市政信頼回復、政治への不信感の払拭のためには、問題の早期解決が必要不可欠であり、現在政務活動費検討会議を行っているが、後払い制度の導入やネットでの情報公開等、不正支出対策の完全なマニュアルができるまでは、政務活動費を廃止すべきである。以上のことから本条例を提案する。